

## 3.3 証拠調べ手続と審理期間等の関係

### 3.3.1 刑事通常第一審事件における証人尋問と審理期間等の関係

審理期間が長い事件ほど、そして、開廷回数が多い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなる傾向がある。また、取調べ証人数が多い事件ほど、平均審理期間が長くなり、平均開廷回数が増加する傾向がある。さらに、取調べ証人数が多い事件ほど平均開廷間隔が長くなる傾向がうかがわれる。

審理期間が長い事件、開廷回数の多い事件ほど平均取調べ証人数が増加するのは、否認率が高くなり、公訴事実に関する証人を尋問するための開廷回数が増加するためであると考えられる。また、取調べ証人数が多い事件ほど平均開廷間隔が長くなるのは、公訴事実に関する証人尋問の場合、情状証人と比べ、準備等に時間を要することが一因となっている可能性がある。

#### ○ はじめに

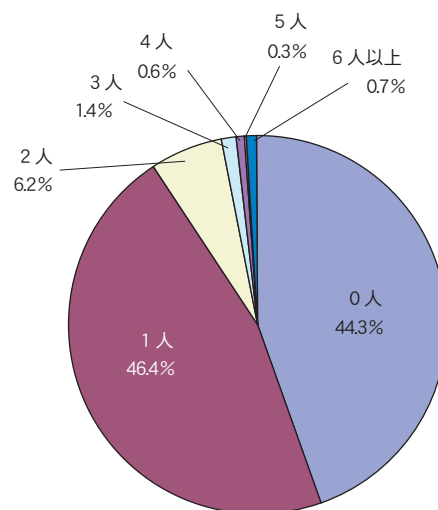
前述のとおり、平均審理期間が長い事件ほど開廷回数が多くなり、また、開廷間隔も微増傾向にある。その要因としては、これらの事件では否認事件の割合が高く、証人尋問を実施するための公判期日等が増え、準備にも時間を要する場合が少なくないことが考えられる。

そこで、以下では、刑事通常第一審事件について、取調べ証人数と審理期間等の関係を見ることとする。

#### ○ 取調べ証人数の分布

【図13】は、取調べ証人数の分布を示したものである。刑事訴訟における平均取調べ証人数は0.7人であるが、証人数別の分布を見ると、証人数1人の事件が最も多く(46.4%)、次いで、証人数なしの事件(44.3%)が続く。他方、取調べ証人数6人以上の事件は0.7%にとどまっている。

【図13】 取調べ証人数の分布



#### ○ 審理期間別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布

【図14】は、審理期間別に、平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。

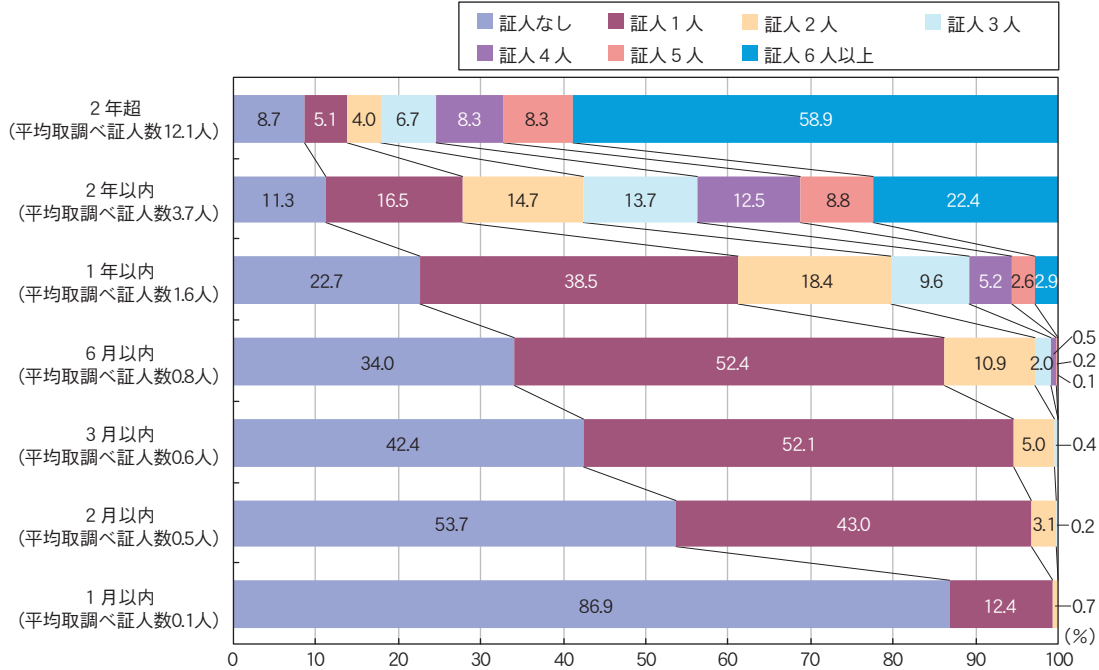
審理期間が長い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなる傾向にある。

また、審理期間別の取調べ証人数の分布を見ても、ほぼ、審理期間の長い事件ほど、証人なしの事件の割合が減少する反面、証人数の多い事件の割合が増加していると言える。審理期間別の分布(【図5】参照)の中で最も割合が多い1月を超え2月以内に終局した事件を例にとると、取調べ証人なしの事件及び取調べ証人数1人の事件が96.7%を占めている。また、2月を超え3月以内に終局した事件では、証人なしの事件と証人数1人の事件の割合が逆転しているものの、この両者が占める割合は94.5%となっている。他方、審理期間が2年を超える事件では、取調べ証人数6人以上が58.9%に上っている。

審理期間が3月を超え6月以内の事件と6月を超え1年以内の事件とでは、平均取調べ証人数の差が0.8人とやや大きくなっているが、これは、前述のとおり(【図12】参照)、両者の間で否認率に大きな差があり、

審理期間が6月を超え1年以内の事件では、公訴事実に関する証人を取り調べる事件が多くなっているためであると推測される。

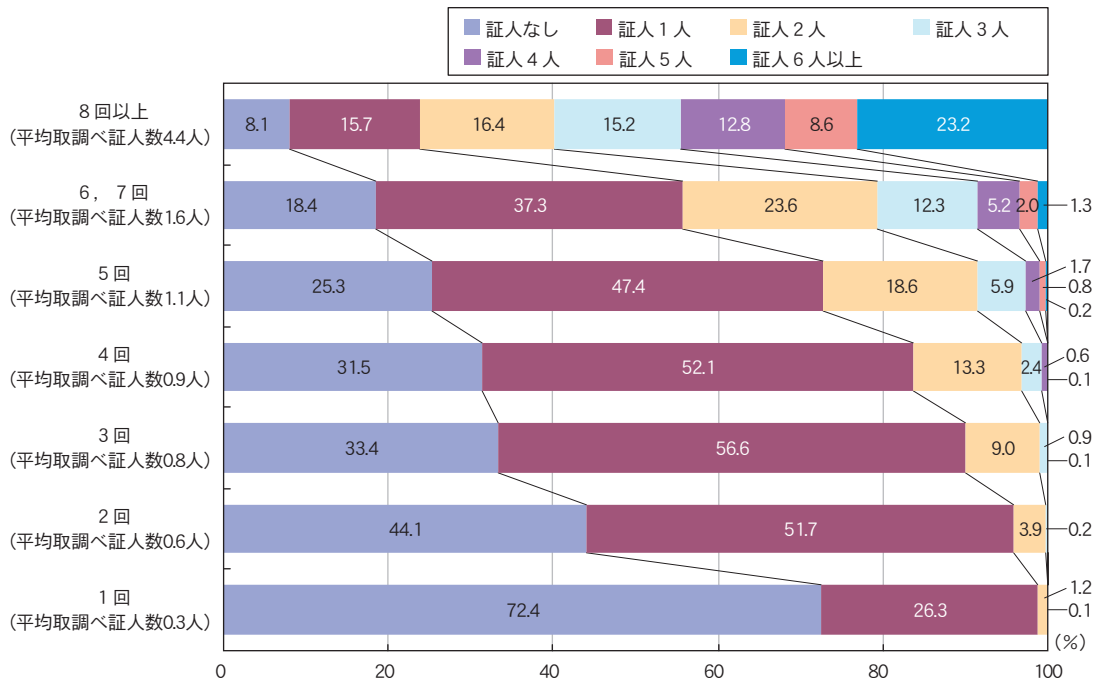
【図14】 審理期間別取調べ証人数の分布



○ 開廷回数別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布

【図15】は、開廷回数別に平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。

【図15】 開廷回数別証人数の分布



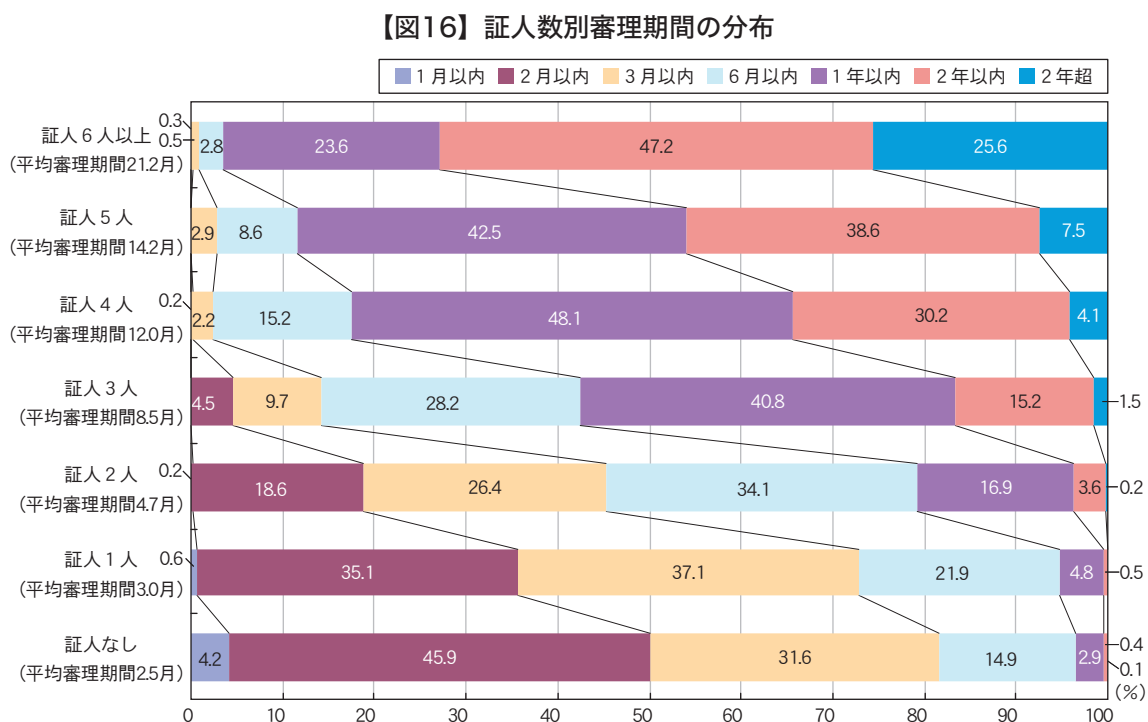
### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

平均取調べ証人数は、開廷回数が多い事件ほど多くなっている。また、開廷回数別の取調べ証人数の分布を見ても、開廷回数が多い事件ほど取調べ証人数の多い事件の割合が増加している。

平均取調べ証人数の増加幅を見ると、開廷回数1回の事件と開廷回数2回の事件との差は0.3人であるのに対し、開廷回数2回以上の事件では、その差が0.1人から0.2人程度となっている。開廷回数5回の事件と開廷回数6,7回の事件の平均取調べ証人数の差が0.5人とやや大きくなっているが、これは、前述のとおり（【図11】参照）、開廷回数6,7回の事件では否認率が5割を超えており、公訴事実に関する証人を取り調べる事件が増加したことが一因となっているものと推測される。

#### ○ 取調べ証人数別の平均審理期間及び審理期間の分布

【図16】は、取調べ証人数別に平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。



取調べ証人数が多い事件ほど平均審理期間が長くなっている。

また、取調べ証人数別の審理期間の分布を見ても、取調べ証人数が多い事件ほど、審理期間の長い事件の割合が増加する傾向にあり、取調べ証人数6人以上の事件では、その4分の1が審理期間2年を超えている。

取調べ証人数の増加による平均審理期間の増加幅を見ると、取調べ証人なしの事件と取調べ証人数1人の事件の平均審理期間の差は0.5月であるのに対し、取調べ証人数1人の事件と取調べ証人数2人の事件の平均審理期間の差は1.7月と大きくなり、以後、証人数が1人増えるに従い、平均審理期間は、2月余りから4月近く増加している。

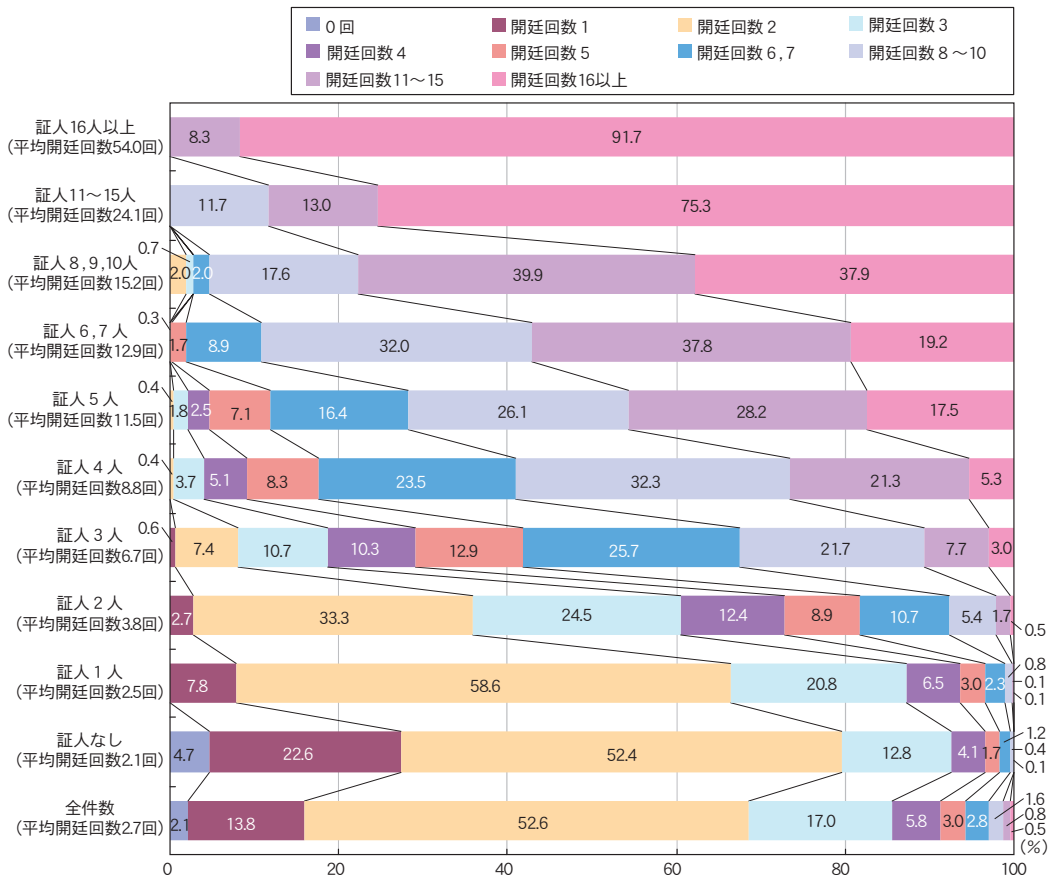
取調べ証人なしの事件及び取調べ証人数1人の事件の大部分は6月以内に終局しており、前述のとおり（【図12】参照）、6月以内に終局する事件の否認率は低く、その多くが自白事件である。自白事件の証人のほとんどは尋問にさほど時間を要しない情状証人であるため（第1回公判期日に弁護士が証人を法廷に在廷させる場合が多い。）、証人尋問を実施しても、審理期間にはさほど影響がないものと推測される。他方、証人数3人以上の事件では、否認率が急激に高くなる審理期間6月を超える事件が6割近くを占め、公訴事実に関する証人を取り調べる事件が増加したことが、平均審理期間の増加幅が大きくなった一因となっている可能性がある（後述のとおり、これらの事件では、被告人質問も、公訴事実に関するものが加わり、審理期

間を長期化する要因となっていると思われる。)

○ 取調べ証人数別の平均開廷回数及び開廷回数の分布

【図17】は、取調べ証人数別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。

【図17】 証人数別開廷回数の分布



取調べ証人数が多い事件ほど平均開廷回数が多くなっている。

また、取調べ証人数別の開廷回数の分布を見ても、取調べ証人数が多い事件ほど、開廷回数の多い事件の割合が増加する傾向にある。

取調べ証人数の増加による平均開廷回数の増加幅を見ると、取調べ証人なしの事件と取調べ証人数1人の事件の平均開廷回数の差は0.4回であるのに対し、取調べ証人数1人の事件から取調べ証人数2人の事件の平均開廷回数の差は1.3回となっている。取調べ証人数3人から5人までの事件では、証人が1人増えるに従い、平均開廷回数が2回から3回弱増加している。

前述【図11】のとおり、否認率は、開廷回数4回の事件から急速に増加している。そして、開廷回数4回以上の事件の割合は、取調べ証人数1人の事件では1割余りであるのに対し、取調べ証人数2人の事件では4割弱となり、以後、証人数が増加するに従ってその割合が急速に増加している。証人数が多くなるほど、開廷回数の増加幅が大きくなるのは、前述の取調べ証人数と平均審理期間の関係と同様に、否認率の増加に伴い、公訴事実に関する証人を取り調べる事件が増加することが一因と推測される（取調べ証人数別の平均審理期間で述べたのと同様に、公訴事実に関する被告人質問が増加することも、審理期間を長期化させる要因となると考えられる。)

○ 取調べ証人数別開廷間隔

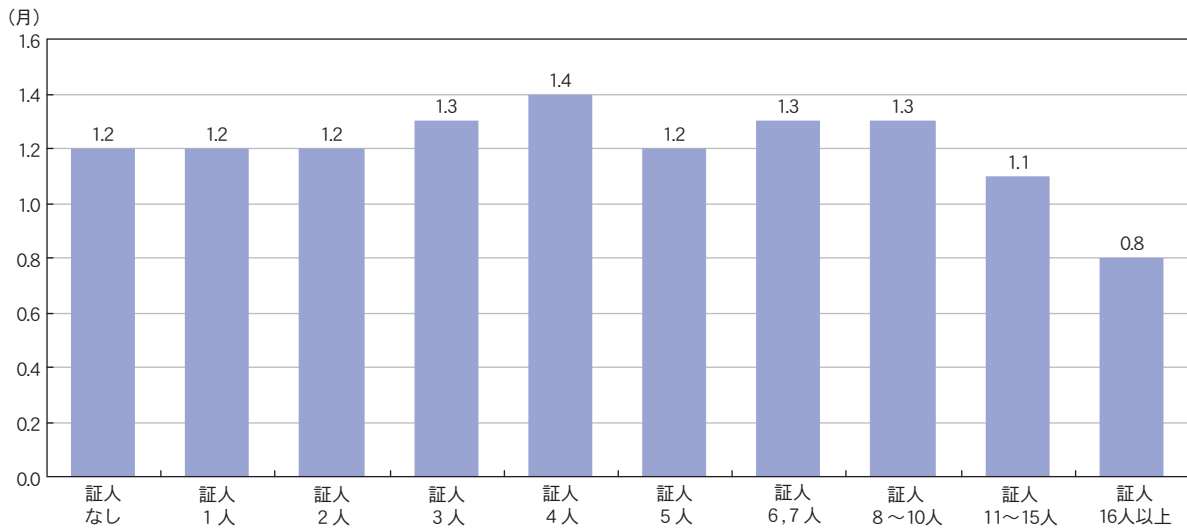
【図18】は、取調べ証人数別に平均開廷間隔を示したものである。

平均開廷間隔は、取調べ証人なしの事件から証人数2人の事件までは1.2月であり、取調べ証人数3人以上の事件では、概ねこれより開廷間隔が長くなると言えよう。

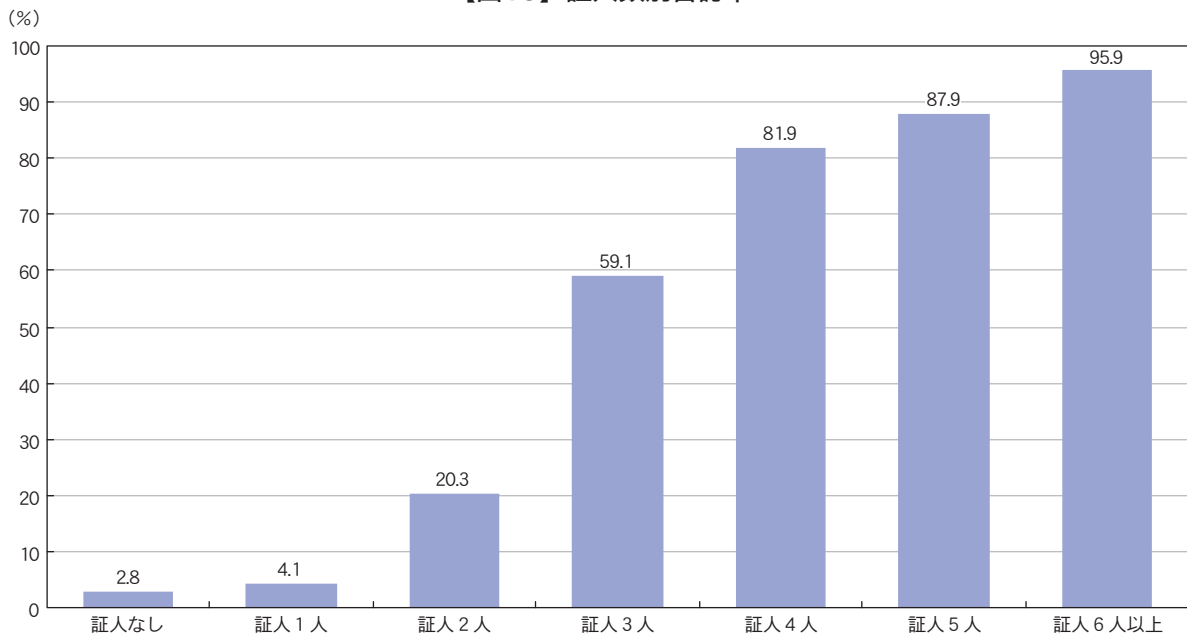
取調べ証人数3人から10人までの事件で平均開廷間隔がやや長くなっているのは、次の【図19】のとおり、証人数3人以上の事件では否認率が大きく増加しており、このような事件は審理が詳細になされ、証人尋問のための準備に時間を要する場合があることが一因となっていると思われる（公訴事実に関する証人は、証人1人当たりの尋問時間も長くなるため、裁判所、検察官及び弁護人の公判期日の調整が困難になることも一因となっている可能性があるが、この点を裏付けるデータはない。）。

他方、取調べ証人数11人以上の事件では平均開廷間隔が短くなっているが、これらの事件では、例えば、審理計画を立てて期日指定を一括して行うなど、開廷間隔を短くして審理期間の長期化を回避するための工夫が、通常の事件以上に実践された可能性がある。ただし、サンプル数が少ないため、審理期間が特に長い事件で開廷間隔が短くなるという一般的傾向があるかどうかは、なお慎重な検討を要する。

【図18】 証人数別平均開廷間隔



【図19】 証人数別否認率



## 3. 3. 2 審理期間が2年を超える事件における証人尋問と審理期間等の関係

審理期間が長い事件になるほど、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数が多くなり、審理期間が1年伸びるごとの平均開廷回数の増加幅は、審理期間が長くなるほど大きくなっている（逆に平均開廷間隔は短くなっていく。）。

また、審理期間が長い事件ほど、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数が多くなる。

審理期間が長い事件ほど、開廷回数に占める証人尋問を行った公判期日等の割合が高くなる。このことから、審理期間が長い事件ほど、公訴事実に関する証人数が増加するか、証人1人の尋問に要する公判期日等の開廷回数が増加するのに対し、証人尋問以外の手続（その主要なものは被告人質問だと思われる。）に要する公判期日等は、さほど増加しないと推測される。

審理期間が2年を超える事件の平均開廷間隔は1.1月と、通常第一審事件総数の平均より短くなっており、これらの事件の審理期間が長期化している主要な要因は、証人尋問に要する公判期日等の開廷回数の増加にあると考えられる。

3

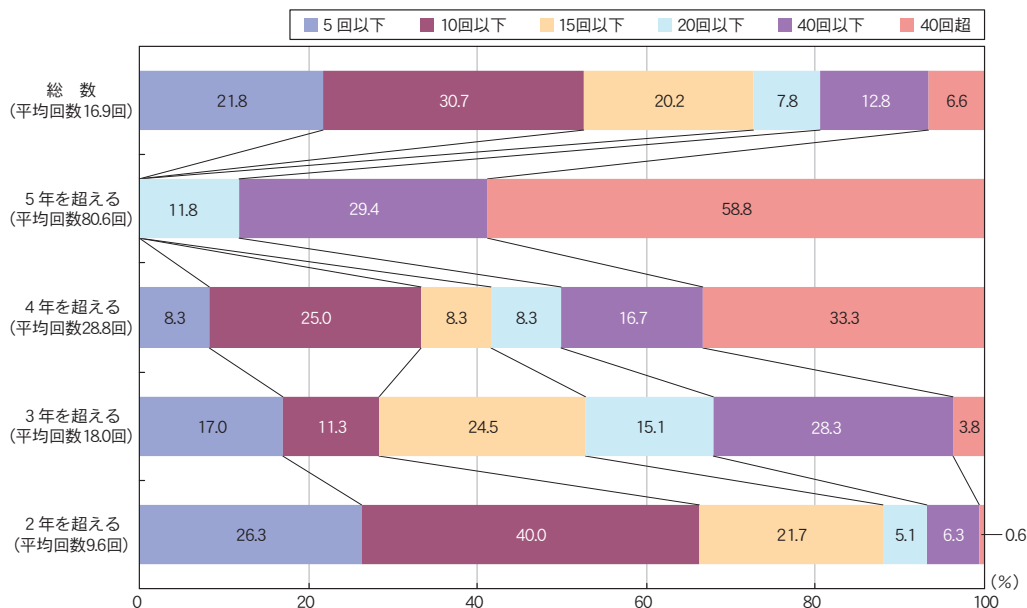
## ○ はじめに

係属2年を超える通常第一審事件については、通常の事件票よりも詳細な事項についてのデータを収集している。そこで、以下、審理期間が2年を超えた事件について、証人尋問をした公判期日等の開廷回数、取調べ証人数等のデータにより、証人尋問と審理期間の関係を更に掘り下げて見ることにする。

なお、前述のとおり、刑事訴訟においては、審理期間が2年を超える事件の割合が極めて少なく（0.3%）、かつ、そのうち事案複雑等を原因として審理期間が2年を超える事件のみについてデータを収集しているため、対象事件数は、平成15年度及び平成16年度を合計しても257件に過ぎない。このようにサンプル数が少ないため、収集されたデータも、個々の事件の特殊要因や個性に影響されている可能性が高く、そこに表れた現象は、必ずしも審理期間が2年を超える事件の一般的な傾向とは言えないことに留意する必要がある。

## ○ 審理期間別の証人尋問をした公判期日等の平均開廷回数及びその分布

【図20】 証人尋問をした公判期日等の開廷回数と審理期間（平成15,16年）



### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

【図20】は、審理期間別に、証人尋問をした公判期日及び公判準備期日（以下「公判期日等」という。）の平均開廷回数及びその分布状況を示したものである。

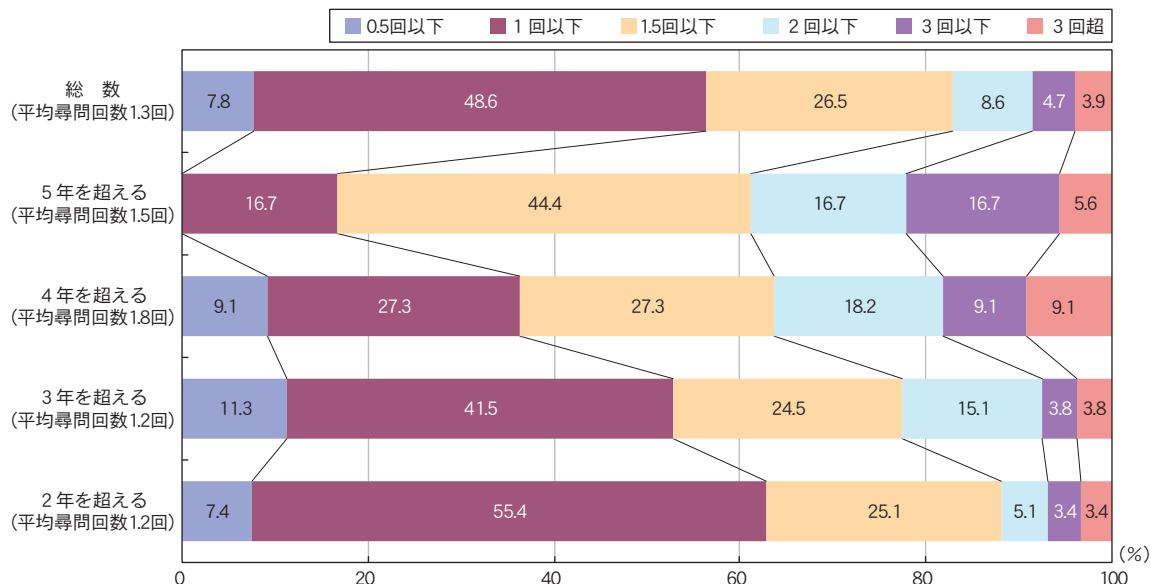
審理期間が長い事件ほど、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数が多くなっている。

公判期日等の平均開廷回数の増加幅を見ると、審理期間が2年を超え3年以下の事件から3年を超え4年以下の事件の間では8.4回、審理期間が3年を超え4年以下の事件から4年を超え5年以下の事件の間では10.8回と、審理期間が1年伸びるごとの増加幅は、審理期間が長くなるほど大きくなっている。このことから、審理期間が長くなるほど、証人尋問を行う公判期日等の平均開廷間隔が短くなっていることがうかがわれる。

#### ○ 審理期間別の証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数及びその分布

【図21】は、審理期間別に、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数及びその分布を示したものである。

【図21】 証人1人の尋問に要する公判期日等の開廷回数と審理期間（平成15,16年）



審理期間が長い事件ほど、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数が多くなっている。

証人1人の尋問に要する公判期日等の開廷回数の分布を見ると、審理期間が長くなるに従い、公判期日等の開廷回数が1回以下の事件の割合が減少する反面で、公判期日等の開廷回数が1回を超える事件の割合が増加する傾向にある。例えば、審理期間が4年以下の事件では、公判期日等の開廷回数が1回以下の事件の割合が5割を超えているのに対し、審理期間が4年を超える事件では、公判期日等の開廷回数が1回を超える事件の比率が6割を超えている。

以上の傾向に照らすと、証人尋問をした公判期日等の開廷回数に関するデータを収集していない審理期間が2年以内の事件における証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数も、1回前後で推移しているのではないかと推測される。

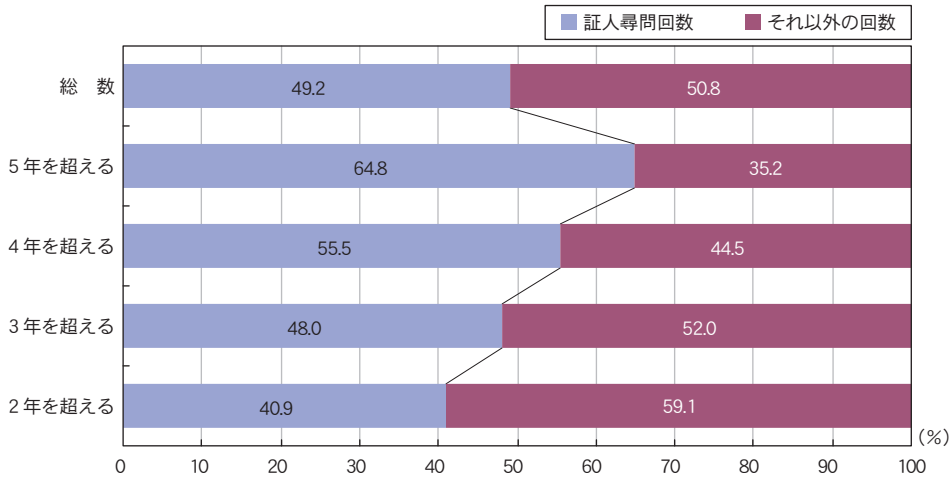
#### ○ 審理期間別の開廷回数に占める証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数の割合

【図22】は、開廷回数に占める証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数の割合を示したものである。

審理期間が長い事件ほど、開廷回数に占める証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数の割合が高くなっている。このことから、審理期間が長い事件ほど、公訴事実に関する証人の数が増加するか、証人1人の尋

問に要する公判期日等の開廷回数が増加しているのに対し、証人尋問以外の手続（その主要なものは被告人質問と思われる。）に要する公判期日等は、審理期間が長くなっても、証人尋問ほどには増加していないものと推測することができる。

【図22】 審理期間別の開廷回数に占める証人尋問回数の割合（平成15,16年）



#### ○ 審理期間別の平均開廷間隔

【図23】は、審理期間が2年を超える事件について、審理期間別の平均開廷間隔を示したものである。

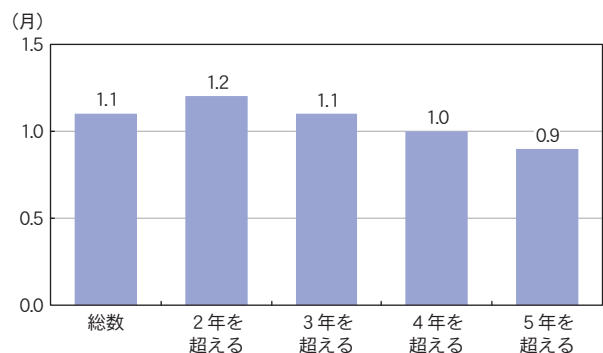
平均開廷間隔は、前述のとおり、刑事通常第一審事件総数の平均では1.2月（【表3】参照）であり、また、審理期間別の平均開廷間隔は、審理期間が6月を超え1年以内の事件で1.5月、1年を超え2年以内の事件では1.6月となっている（【図10】参照）。

これに対し、【図23】によれば、審理期間が2年を超える事件の平均開廷間隔は1.1月と通常第一審事件総数の平均より短くなっており、審理期間別に見ても、いずれも審理期間が6月を超え2年以下の事件の平均開廷間隔より短くなっている。

以上のことから、審理期間が2年を超える事件の審理が長期化している要因は、主として開廷回数の増加にあると考えられる。

また、審理期間が長い事件ほど平均開廷間隔が短くなっている。これらの事件では、争点や予想される証人数等を踏まえ、審理計画を立てて期日指定を一括して行うなど、開廷間隔を短くして審理期間の長期化を回避するための工夫が通常の事件以上に実践された可能性がある。ただし、サンプル数が少ないため、審理期間が長い事件ほど開廷間隔が短くなるという一般的傾向があるかどうかは、なお慎重な検討を要しよう。

【図23】 審理期間別平均開廷間隔（平成15,16年）





### 3.3.3 自白・否認別に見た審理期間の状況

否認事件の平均審理期間は9.4月と、通常第一審事件総数（3.2月）、自白事件（2.8月）と比べ、大幅に長くなっており、審理期間が1年を超える事件の割合は約2割である。否認事件の平均審理期間の内訳を見ると、第1回公判期日までの期間は1.9月と、通常第一審事件総数や自白事件よりやや長い程度であるが、第1回公判期日から終局までの期間は7.5月と大幅に長くなっている。

否認事件の平均開廷回数は7.6回であり、通常第一審事件総数、自白事件と比べ、大幅に多い。

平均取調べ証人数は、否認事件では2.6人と、通常第一審事件総数、自白事件よりも大幅に多い。また、同じ証人数の事件であっても、否認事件の方が、自白事件より平均審理期間が長くなっている。

受理から終局までの平均開廷間隔は自白事件・否認事件ともに1.2月であるが、第1回公判期日から終局までの間の平均開廷間隔は、自白事件では0.5月であるのに対し、否認事件においては1.0月となっている。

#### ○ はじめに

これまでの検討からは、審理期間が長く、あるいは開廷回数の多い事件ほど、取調べ証人数が多くなる傾向があること、また、審理期間が長い事件ほど、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数が多くなり、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数も多くなる傾向があること、さらに、審理期間が長い事件ほど、開廷回数に占める証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数の割合が高くなる傾向があることが認められた。このような審理期間別、開廷回数別の証人数、証人尋問に要する公判期日等の平均開廷回数、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数の増加は、審理期間別、開廷回数別の否認率の変化とほぼ連動している。

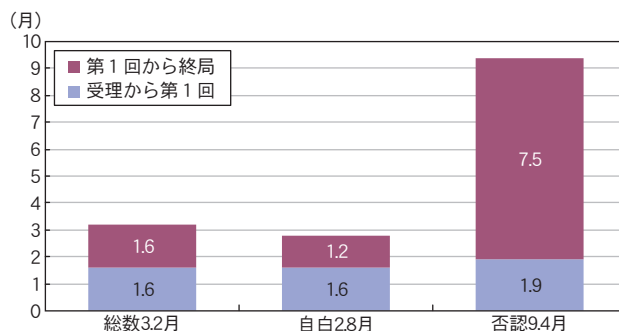
いわゆる伝聞証拠の原則禁止を採用している現行刑事訴訟法の下では、検察官が請求した証拠書類について、被告人・弁護人が証拠とすることに同意しなければ、検察官は、本則に戻り、証人尋問により、その証拠の内容を立証することになる。そして、否認事件においては、被告人・弁護人は、公訴事実の全部又は一部を争っていることから、検察官請求の証拠書類のうち争点に関係するものの取調べには同意せず、証人尋問が必要となることが多くなる。さらに、被告人側は、自己の主張を裏付ける証人がある場合には、反証のために証人尋問を行うこともある。

そこで、以下では、自白・否認別に審理期間、開廷回数、開廷間隔、取調べ証人数等の状況を見て、特に否認事件における取調べ証人数と審理期間の関係を中心に、更に掘り下げた検討をする（事件票上、否認事件とは、終局時において、公訴事実の全部又は一部を否認した場合や、公訴事実を認めながら犯罪の成立を妨げる理由となる事実（例えば正当防衛）や刑の減免の理由となる事実（例えば心神耗弱）を主張した場合をいい、また、公訴事実に対して黙秘した場合もこれに準じて取り扱われている。）。

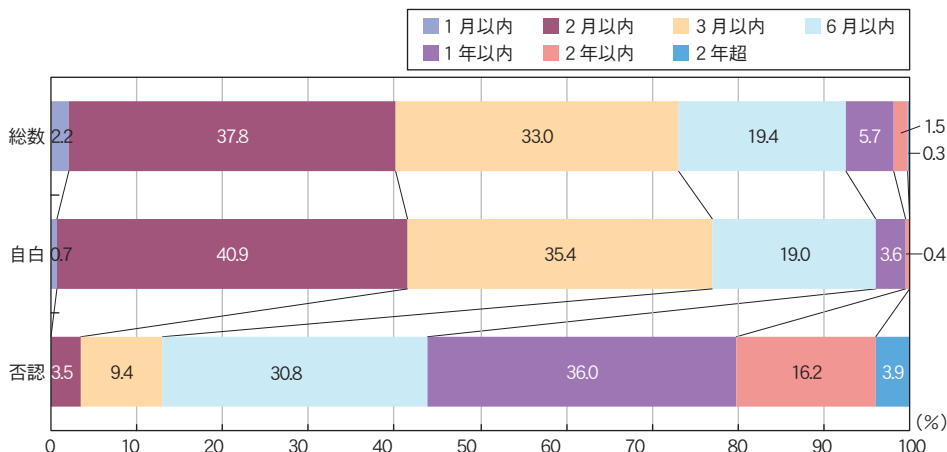
#### ○ 自白・否認別の平均審理期間及び審理期間の分布

【図24】は、自白・否認別の平均審理期間を、受理から第1回公判期日まで、第1回公判期日から終局までに分けて示したものである。また、【図25】は、自白・否認別に、審理期間の分布を示したものである。

【図24】 自白・否認別平均審理期間



【図25】 自白・否認別審理期間の分布



否認事件の平均審理期間は9.4月と、通常第一審事件総数（3.2月）、自白事件（2.8月）と比べ、大幅に長くなっている。

審理期間の分布を見ると、否認事件においては、審理期間が6月を超える事件の割合が5割を超え、そのうち審理期間が1年を超える事件の割合も約2割となっている。

平均審理期間の内訳を見ると、第1回公判期日までの期間は、否認事件でも1.9月と、通常第一審事件総数や自白事件よりやや長い程度であるが、第1回公判期日から終局までの期間は、否認事件の方が大幅に長くなっており、これらの事情と、否認事件の平均取調べ証人数が自白事件よりも大幅に多いことからすると、否認事件では、証拠調べに要する期間が長くなっているものと思われる。

#### \* 自白事件と否認事件とで受理から第1回公判期日までの平均審理期間に大きな差がない理由

受理から第1回公判期日までの審理期間は、当事者が、証拠及び争点を整理し、争点に絞った充実した迅速な審理をするための準備期間であり、否認事件では、自白事件に比べ、当事者の準備に時間を要し、審理計画を立てる必要性も高いはずである。しかしながら、上記のとおり、統計数値上、否認事件における受理後第1回公判期日までの審理期間は、自白事件のそれよりやや長い程度である。これは、現行の事前準備制度は、証拠や争点の整理を基本的に当事者の自主性に委ね、裁判所が積極的に関与することとされていないため、特に複雑な否認事件においては、必ずしも十分に機能していない面があることを示唆するものとも受け止められる。

このような実情をも踏まえ、平成16年5月、裁判員制度を創設する法律の制定と同時に、刑事訴訟法が改正され、裁判所の主宰の下で争点及び証拠の整理を行う公判前整理手続が創設され、平成17年11月に施行される。そこで、今後の検証作業においては、改正刑事訴訟法施行により、受理から第1回公判期日までの審理期間の状況にどのような変化が生じるかを検証するとともに、第1回公判期日から終局までの審理期間の状況についても、争点整理の充実、連日的な開廷等により、証人尋問その他の証拠調べ等の状況、これに要する期間、開廷回数、開廷間隔等がどのように変化するかを検証していく必要がある。

#### ○ 自白・否認別の平均開廷回数及び開廷回数の分布

【図26】は、自白・否認別の平均開廷回数を、【図27】は、自白・否認別の開廷回数の分布を示したものである。

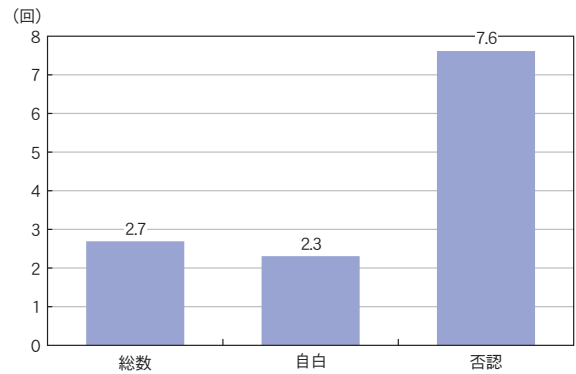
否認事件の平均開廷回数は7.6回であり、審理期間と同様、通常第一審事件総数（2.7回）、自白事件（2.3回）と比べ、大幅に多くなっている。

否認事件における開廷回数の分布は、開廷回数8回以上の事件が3割を超えている（32.6%）のに対し、開廷回数3回以下の事件は2割弱（18.5%）にとどまっている。

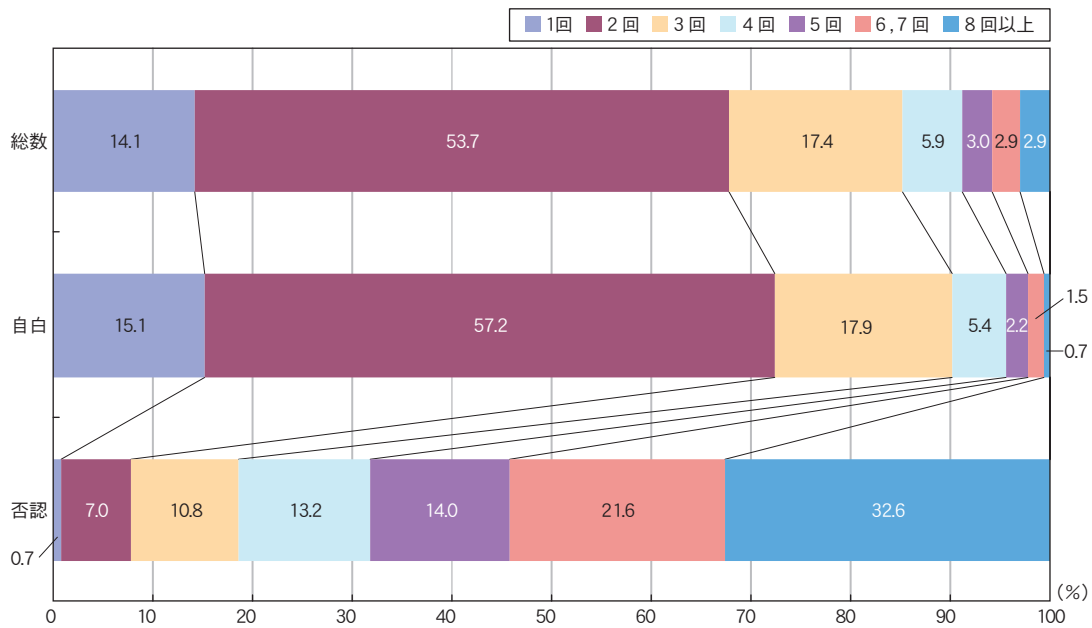
### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

後述するとおり（【図28】参照）、否認事件と自白事件の平均取調べ証人数の差は2.0人であるが、上記のとおり、否認事件と自白事件の平均開廷回数の差は5.3回となっている。証人1人の尋問に要する公判期日等の開廷回数は、審理期間が2年を超え4年以下の事件で平均で1.2回、4年を超える事件ではこれより多くなっており（【図21】参照）、また審理期間2年を超える事件の大部分は否認事件である（【図12】参照）から、データを収集していない審理期間2年以下の事件を含む否認事件全体の証人1人の尋問に要する公判期日等の開廷回数も1回程度と推測される。そうすると、上記の開廷回数の差のすべてが取調べ証人数の差に起因するものとは言えず、その一部は、証人尋問以外の手続（主として被告人質問と思われる。）に要する公判期日等の開廷回数の差が影響しているものと推測される。

【図26】 自白・否認別平均開廷回数



【図27】 自白・否認別開廷回数の分布



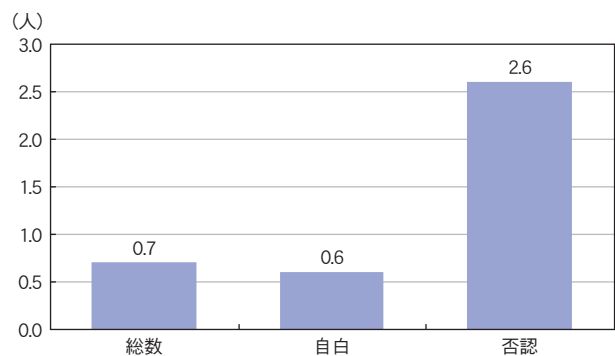
#### ○ 自白・否認別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布

【図28】は、自白・否認別の平均取調べ証人数を示したもので、【図29】は、自白・否認別の取調べ証人数の分布を示したものである。

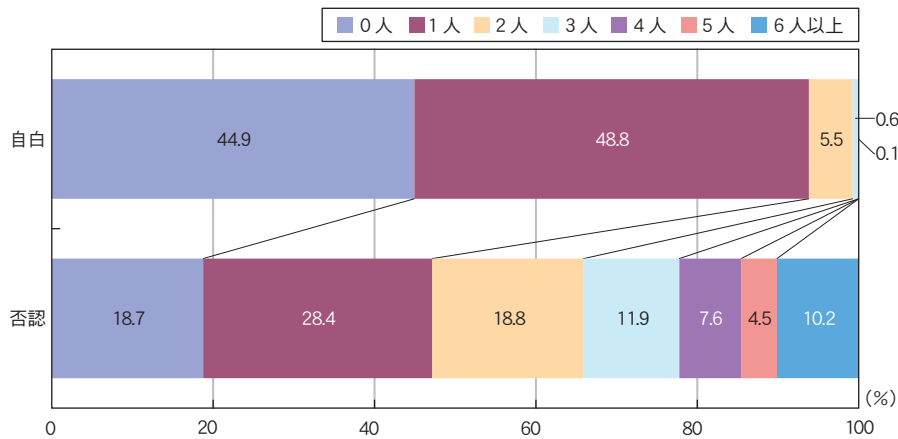
平均取調べ証人数は、否認事件では2.6人と、通常第一審事件総数（0.7人）、自白事件（0.6人）よりも大幅に多くなっている。

取調べ証人数の分布を見ても、否認事件では、証人なしの事件及び証人数1人の事件の割合は5割弱にとどまる反面、証人数2人以上の事件の割合が大きくなっており、証人数6人以上の事件の割合も1割を超えている。

【図28】 自白・否認別平均取調べ証人数



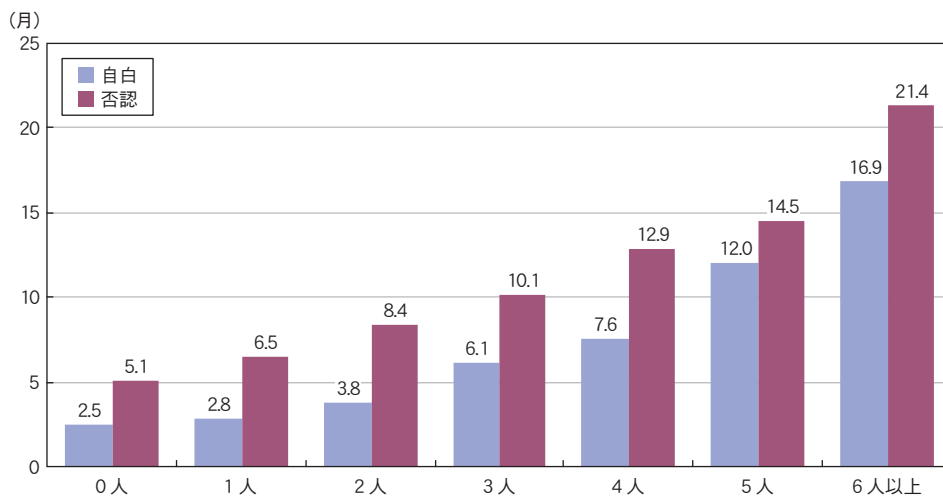
【図29】 自白・否認別証人数の分布



○ 自白・否認別及び取調べ証人数別の平均審理期間

【図30】は、自白・否認別及び取調べ証人数別の平均審理期間を示したものである。

【図30】 自白・否認別及び証人数別平均審理期間



証人数別の平均審理期間を見ると、同じ証人数の事件であっても、いずれも否認事件の方が、自白事件より2月から5月程度平均審理期間が長くなっている。その要因としては、否認事件の方が、自白事件より、①証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数が多いこと、②証人尋問以外の証拠調べ手続に要する開廷回数が多いこと、③証拠調べ手続以外の手続に時間を要していることなどが考えられる。

①については、これを直接示すデータを収集していない。もっとも、前述のとおり、審理期間が2年を超える事件では、審理期間が長い事件ほど、証人尋問をした公判期日等の平均開廷回数（【図20】参照）、証人1人に対する尋問に要する公判期日等の平均開廷回数（【図21】参照）及び開廷回数に占める証人尋問を行った公判期日等の開廷回数の割合（【図22】参照）が多くなる傾向にある。そこで、審理期間が2年を超える事件の大部分が否認事件であること（【図12】参照）からすると、否認事件全体でも、自白事件に比べ、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数が多くなっているものと推測される。

②については、3.3.4における被告人質問と審理期間の関係についての検討の中で、③については、3.4における証人尋問、被告人質問、鑑定、検証以外の証拠調べその他の手続と審理期間の関係についての検討の中で、それぞれ併せて検討することとする。

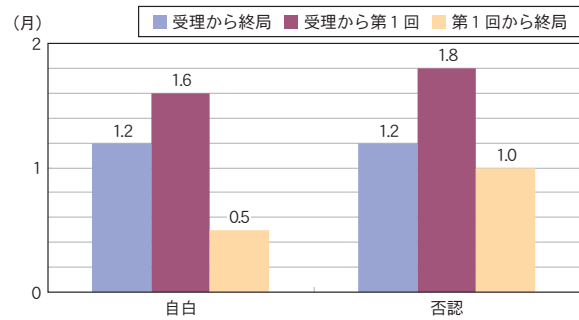
○ 自白・否認別の平均開廷間隔

【図31】は、自白・否認別の平均開廷間隔を、受理から終局まで、第1回公判期日から終局までに分けて示したものである。

受理から終局までの平均開廷間隔は、自白事件、否認事件ともに1.2月であるが、第1回公判期日から終局までの間の平均開廷間隔は、自白事件では0.5月となっているのに対し、否認事件においては1.0月となっている。

前述のとおり、自白事件の7割を超える事件が開廷回数2回以下の事件であり、9割を超える事件が開廷回数3回以下の事件である（【図27】参照）。そのうち、最も割合が多い開廷回数2回の事件（57.2%）は、第1回公判期日で結審し、第2回公判期日で判決が宣告される事件であり、判決宣告期日は、結審から1週間から2週間後に指定されるのが通常である。自白事件の第1回公判期日後の平均開廷間隔が、否認事件の半分程度になっているのは、このような開廷回数2回の事件の割合が高いことが影響しているものと推測される。また、開廷回数3回以上の自白事件では、第2回以降の公判期日でも証拠調べ等が行われるが、否認事件に比べ、証人尋問に要する時間が短く、期日の調整も容易であることも平均開廷間隔を短くする要因となっている可能性がある。

【図31】 自白・否認別平均開廷間隔



### 3. 3. 4 被告人質問と審理期間の関係

審理期間が長い事件ほど、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数が増加しており、その増加幅は、審理期間が1年長くなるごとに2回強となっている。

被告人数が多い事件ほど平均審理期間が長くなるという傾向はうかがわれず、被告人数と審理期間の長短との間には有意の関係は認められない。

審理期間が長い事件ほど、被告人1人に対する質問に要した公判期日の平均開廷回数が多くなっており、その増加幅は、証人の場合（【図21】参照）よりも大きい。

被告人質問を実施した公判期日の開廷回数は、全開廷回数の2割から3割を占めているが、審理期間が長い事件ほど、その割合が少なくなっている（全開廷回数に占める証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数の割合の場合とは逆の傾向である。【図22】参照）。

以上の検討では、証拠調べのうち、証人尋問と審理期間の関係を見てきた。

審理に時間を要する証拠調べとしては、このほか、被告人質問、鑑定及び検証などがあるが、このうち、被告人質問は、ほとんどの事件で実施され、経験上、否認事件や重大事件では、これに相当長期間を費やしていると思われる。

そこで、以下、被告人質問と審理期間の関係について検討する。事件票では被告人質問の回数に関するデータは収集していないが、審理期間が2年を超える事件に関する調査ではこれを収集しているので、以下、審理期間が2年を超える事件を対象として検証する（なお、前述のとおり、審理期間が2年を超える事件のサンプル数が少ないため、そこに表れた現象は必ずしも一般的な傾向であるとは言えないことに留意する必要がある。）。

#### ○ 被告人質問の意義

被告人には黙秘権があり、その意思に反して供述する義務はないが、被告人が任意に供述しようとする場合には、裁判所や当事者は、公判廷で、被告人に対する質問をする。このように、被告人が、公判廷で、質問に応じて供述する手続を被告人質問と呼ぶ。

被告人質問は、否認事件、自白事件を問わず広く行われる。自白事件における被告人質問の内容は、犯行に至る動機、経緯などについての自己の言い分（犯罪事実には争いがないが、その経緯等については争いがある場合など）、就労状況、生活状況、家族関係その他被告人の身上に関する事項、事件に対する反省や被害者への謝罪の念の表明、被害弁償や示談交渉の状況等、情状に関連する様々な事項に及ぶ。他方、否認事件では、争点となった事実関係について詳細な供述をすることがあり、このような被告人質問には、相当長時間を要することがある。

#### ○ 審理期間別の被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数及びその分布

【図32】は、審理期間別に、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数及びその分布を示したものである。

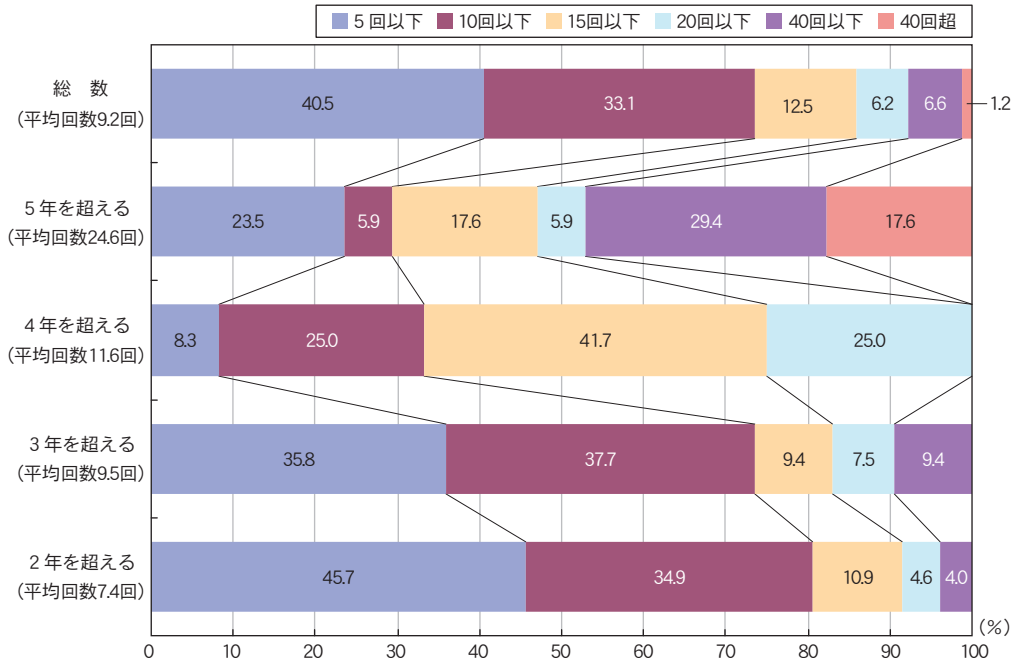
審理期間が5年以下の事件では、審理期間が長い事件ほど、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数が増加しており、その増加幅は、審理期間が1年長くなるごとに2回強となっている。

なお、審理期間が5年を超える事件においては、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数が大幅に多くなっているが、サンプル数が少ないため、特定の事件の個性が反映している可能性があり、この平均開廷回数が一般的な傾向かどうかはなお慎重な検討を要する（後述のとおり（【図35】参照）、全開廷回数に占める被告人質問をした公判期日の割合はさほど高くないことから、審理期間が5年を超える事件において、

### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数を引き上げる要因となっている平均開廷回数が20回を超える事件では、開廷回数全体も多数回に及んでいるものと推測される。)

【図32】被告人質問をした公判期日の開廷回数と審理期間（平成15,16年）



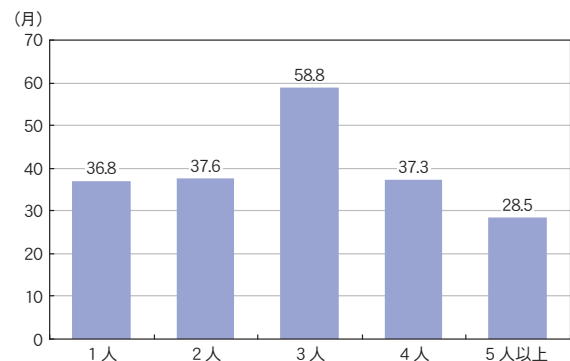
#### ○ 被告人数と平均審理期間の関係

【図33】は、被告人数と平均審理期間の関係を示したものである。

被告人数と平均審理期間の関係をみると、被告人数が多い事件ほど平均審理期間が長くなるという傾向はうかがわれない（被告人数3人の事件の平均審理期間が極端に長くなっているのは、個別事件の特殊性が影響した可能性がある。）。

したがって、被告人数と審理期間の長短との間には有意の関係は認められない。

【図33】被告人数別平均審理期間（平成15,16年）

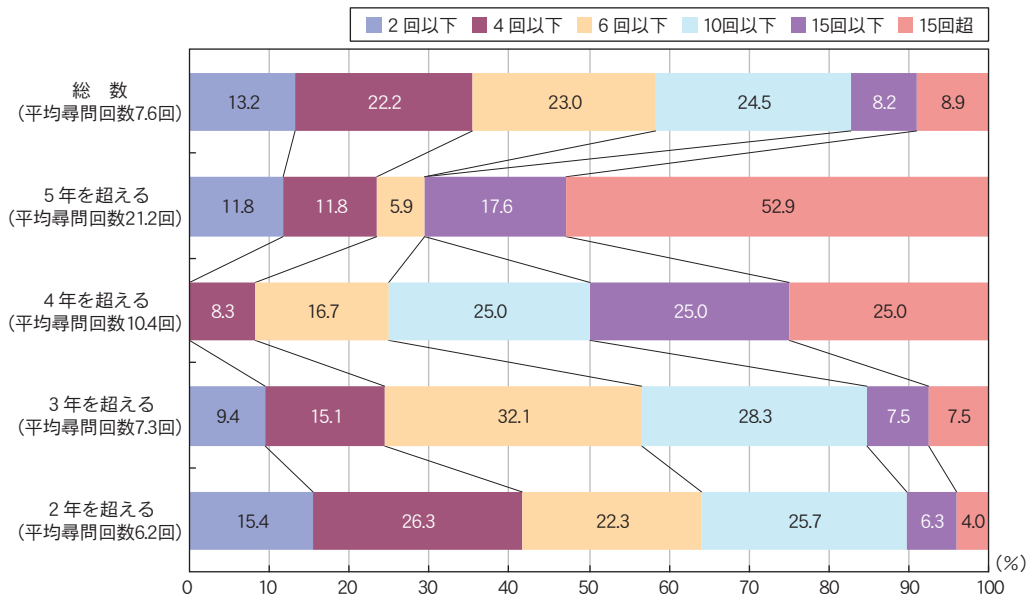


#### ○ 審理期間別の被告人1人に対する質問に要する公判期日の平均開廷回数及びその分布

【図34】は、審理期間別に、被告人1人に対する質問に要する公判期日の平均開廷回数及びその分布を示したものである。

審理期間が長い事件ほど、被告人1人に対する質問に要する公判期日の平均開廷回数が多くなっている。その増加幅は、証人1人に対する尋問に要する公判期日等の平均開廷回数の増加幅（【図21】参照）よりも大きい。審理期間が2年を超える事件の大部分は否認事件であり、被告人質問における被告人の供述も、争点に関連する事実関係に関するものが中心になると考えられる。そして、証人は事件の一局面について証言を求められる場合が多いのに対し、被告人は事件の全体像について供述することが多く、審理に長期間を要する事件においては、供述の対象となる事実関係が広範になるため、質問を実施するための公判期日の開廷回数が増加する可能性がある。また、被告人は、各証人の供述について自らの言い分を述べることもあり、取調べ証人数が多い事件では、質問を実施するための公判期日の開廷回数が増加する可能性がある。

【図34】被告人1人当たりの質問に要する公判期日の開廷回数と審理期間（平成15,16年）

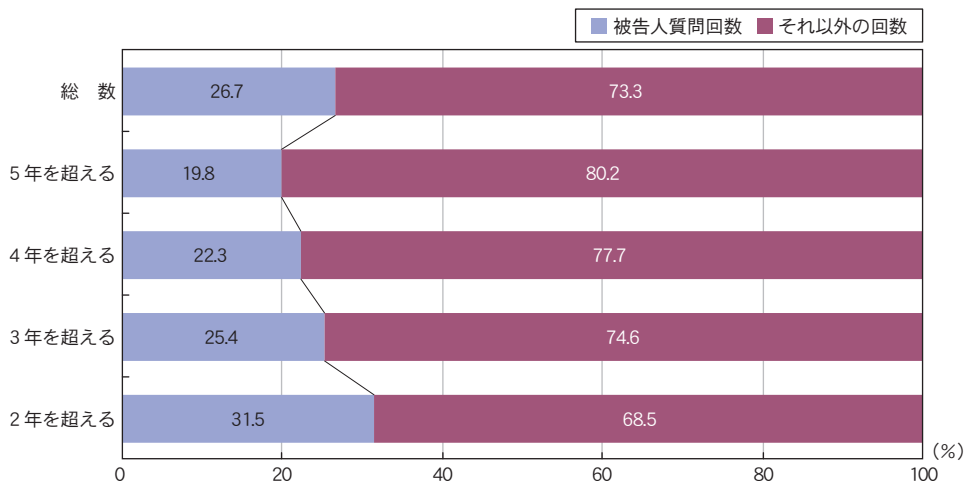


○ 審理期間別の開廷回数に占める被告人質問を実施した公判期日の開廷回数の割合

【図35】は、全開廷回数に占める被告人質問を実施した公判期日の開廷回数の割合を示したものである。

被告人質問を実施した公判期日の開廷回数は、全開廷回数の2割から3割を占めているが、審理期間が長い事件ほど、その割合が少なくなっている（これは、全開廷回数に占める証人尋問を実施した公判期日等の開廷回数の割合の場合とは逆の傾向である。【図22】参照）。審理期間が長い事件ほど、取り調べる証人数が増加し（同一の要証事実等について複数の証人による立証を要する場合もあり得る。）、証人尋問をした公判期日等の平均開廷回数が大幅に増加している（【図20】参照）。これに対し、被告人は、ある程度の範囲の事実については、同一の機会にまとめて供述することも可能であるから、証人尋問ほどには、被告人質問を実施した公判期日の開廷回数が増加しない（【図32】参照）ためではないかと推測される。

【図35】開廷回数に占める被告人質問回数の割合と審理期間（平成15,16年）





#### 3.3.5 鑑定と審理期間の関係

否認事件における鑑定を実施した事件の割合は2.1%であり、鑑定が否認事件全体の平均審理期間に与える影響はさほど大きくない。

否認事件において、鑑定を実施した事件の平均審理期間は21.7月と、鑑定を実施しない事件（9.1月）より大幅に長く、審理期間が2年を超える事件の割合は2割を超えている。

鑑定を実施した否認事件の平均取調べ証人数は4.9人と、鑑定を実施しない事件（2.6人）より2.3人多くなっている。鑑定を実施した事件は、事案が複雑なものが多いことから、鑑定に要する期間以外に、証人尋問に要する期間が長いと、審理期間が長くなっていることがうかがわれる。

審理期間が2年を超える事件の平均鑑定期間（鑑定命令の日の翌日から鑑定書提出の日までの期間）は8.6月である。

取調べ証人数が同じ事件であっても、鑑定を実施した事件の平均審理期間は、鑑定を実施しない事件と比べ、8月から12月程度長い。

鑑定を実施した事件の平均開廷間隔は1.4月と、鑑定を実施しない事件（1.2月）よりも長くなっている。鑑定にはある程度の期間を要しその間は期日を開かないことが、全体の平均開廷間隔が伸びる一因ではないかと推測される。

次に、鑑定と審理期間の関係について検討する。

鑑定を実施する事件は、通常第一審事件総数の0.2%と少ない（【表3】参照）。

鑑定は、裁判所に欠けている専門的知見を補うために実施される証拠調べであり、具体例としては、被告人の責任能力が争われた場合の精神鑑定、被害者の死因や犯行との因果関係が争われた場合の死因鑑定等、事故の態様や原因が争われた場合の事故原因鑑定等、犯人性が争われた場合に犯人が遺留した試料（血液、精液等）と被告人から採取した試料の遺伝子情報を分析するDNA鑑定等がある。

鑑定には、精神鑑定、死因鑑定、事故原因鑑定のようにその実施に長期間を要するものと、DNA鑑定のように試料さえ十分であれば比較的短期間で実施できるものがある。

鑑定を実施した事件の多くは否認事件であるため（犯罪事実は争わないが責任能力を争う事案も、本報告書の基となる事件票上は否認事件に分類される。）、以下、否認事件を対象に、鑑定を実施した事件と鑑定を実施しない事件を対比しながら、鑑定と審理期間の関係を検討する。

##### ○ 否認事件における鑑定を実施した事件の割合

【図36】は、否認事件における鑑定を実施した事件の割合を示すものである。

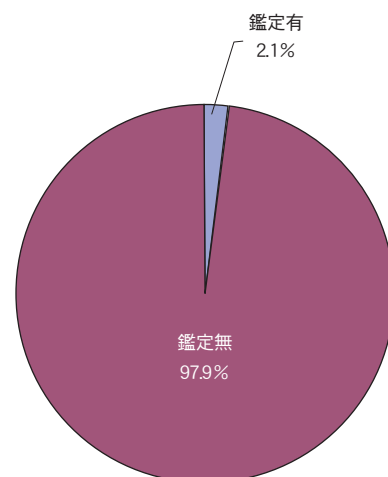
否認事件における鑑定を実施した事件の割合は2.1%である。

後述のとおり、鑑定の有無によって平均審理期間の差が認められるが、鑑定を実施した事件の割合が小さいため、否認事件全体の平均審理期間に与える影響はさほど大きくはない。

##### ○ 鑑定の有無別の平均審理期間及び審理期間の分布

【図37】は、否認事件について、鑑定を実施した事件と鑑定を実施しない事件の平均審理期間及び審理期間の分布を示

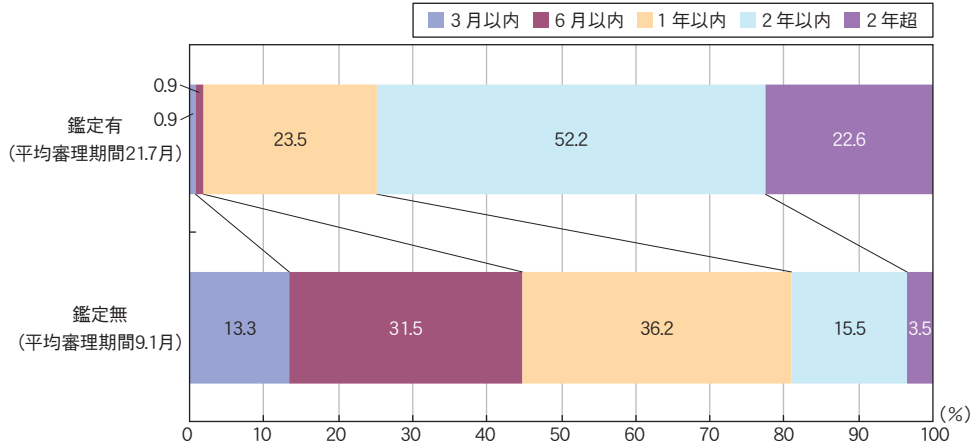
【図36】 鑑定の有無別（否認）割合



したものである。

否認事件において、鑑定を実施した事件の平均審理期間は21.7月であるのに対し、鑑定を実施しない事件の平均審理期間は9.1月となっている。審理期間の分布を見ると、鑑定を実施した事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が7割を超え、そのうち2年を超える事件の割合も2割を超えている。

【図37】 鑑定の有無別（否認）平均審理期間及び審理期間の分布

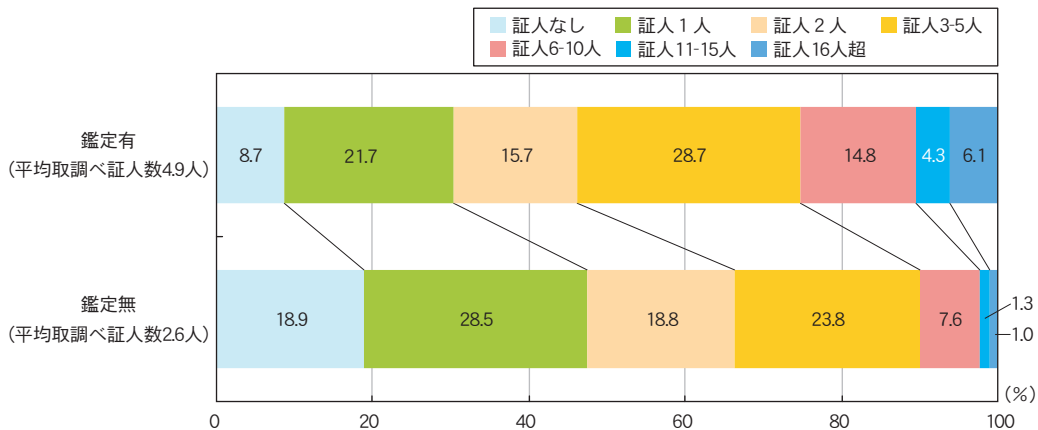


○ 鑑定の有無別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布

【図38】は、否認事件において、鑑定を実施した事件と鑑定を実施しない事件の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。

鑑定を実施した事件の平均取調べ証人数は4.9人であり、鑑定を実施しない事件（2.6人）よりも2.3人多い。また、証人数別の事件分布を見ると、鑑定を実施した事件では、鑑定を実施しない事件と比べ、取調べ証人数が多い事件の割合が高くなっている。鑑定を実施した事件では、鑑定人を証人として尋問するため証人数が多くなるほか、鑑定を要する事件では事案が複雑なものが多いことから鑑定に関連しない証人数も多くなる傾向があると考えられる。

【図38】 鑑定の有無別（否認）平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布



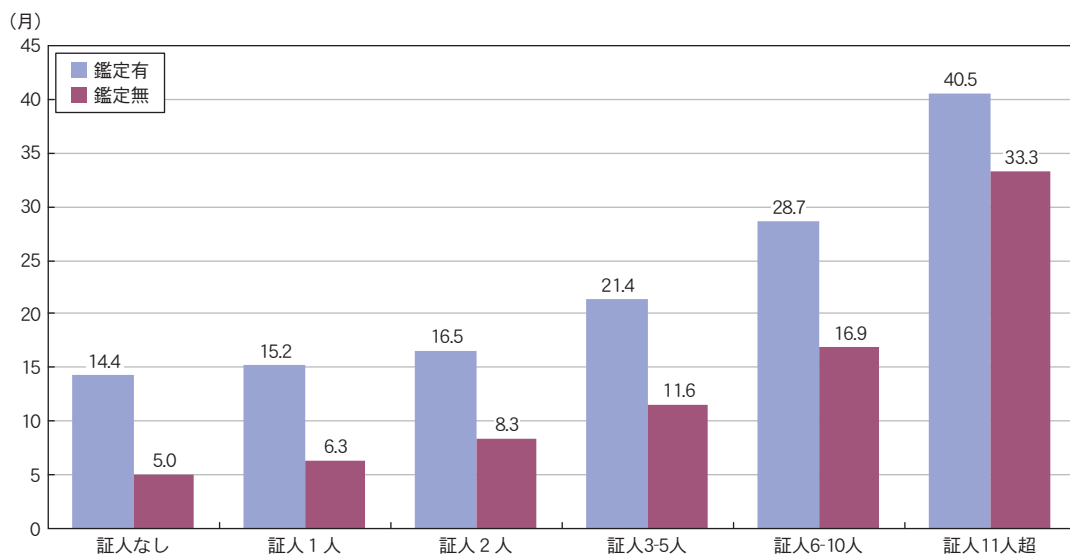
### 3 刑事訴訟事件の審理の状況

#### ○ 取調べ証人数別・鑑定の有無別の審理期間

鑑定に要する期間に関するデータは事件票では収集されていないが、審理期間が2年を超える事件に関する調査によれば、審理期間が2年を超える事件における平均鑑定期間（鑑定命令の日の翌日から鑑定書提出の日までの期間）は8.6月である。

また、【図39】は、否認事件について、取調べ証人数別に、鑑定を実施した事件と鑑定を実施しない事件の審理期間を比較したものである。これによれば、同一証人数であっても、鑑定を実施した事件の平均審理期間は、鑑定を実施しない事件と比べ、8月から12月程度長くなっている（同一の証人数であっても、審理期間は、鑑定の実施の有無だけでなく、被告人質問のための公判期日の開廷回数によっても異なるため、上記の審理期間の差がそのまま鑑定実施のための期間に当たるわけではないが、これを推測する一資料にはなると思われる。）。

【図39】 鑑定の有無別（否認）・証人数別平均審理期間

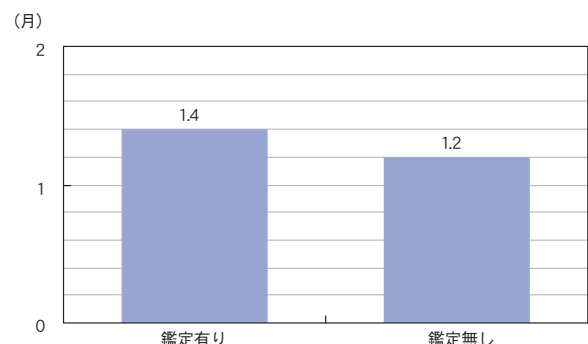


#### ○ 鑑定の有無別の平均開廷間隔

【図40】は、否認事件について、鑑定を実施した事件と鑑定を実施しない事件の平均開廷間隔を比較したものである。

鑑定を実施した事件の平均開廷間隔は1.4月であり、鑑定を実施しない事件（1.2月）よりも0.2月長くなっている。前述のとおり、鑑定にはある程度の期間を要するが、その間は期日が開かれないことが、全体の平均開廷間隔が伸びる一因となっているのではないかと推測される。

【図40】 鑑定の有無別（否認）平均開廷間隔



### 3. 3. 6 検証と審理期間の関係

否認事件において、検証を実施した事件の割合は1.0%であり、検証の実施が否認事件全体の平均審理期間に与える影響はさほど大きくない。

否認事件において、検証を実施した事件の平均審理期間は19.8月と、検証を実施しない事件（9.3月）と比べ、大幅に長くなっている。

否認事件において、検証を実施した事件の平均取調べ証人数は9.8人と、検証を実施しない事件（2.6人）よりも7.2人多い。

検証を実施した事件では、事案が複雑なものが多く、証人尋問に要する期間が長くなるため、審理期間が長くなっていると推測される。これに対し、検証の実施に要する期間が審理期間に影響を及ぼしていることを推測させるデータはない。

次に、検証と審理期間の関係について検討する。

検証を実施する事件は、鑑定を実施する事件よりも更に少なく、通常第一審事件総数の0.1%となっている（【表3】参照）。

検証には、公判廷における検証（例えば、放火によって焼けた天井板を一旦分解して法廷内に持ち込み、これを組み直して観察するような場合）や法廷外で行う検証（現場検証など）がある。

なお、検証が実施されるのはほとんどが否認事件であるため、否認事件を対象に、検証を実施した事件と検証を実施しない事件を対比することにより、検証と審理期間の関係を検討する。

#### ○ 否認事件における検証を実施した事件の割合

【図41】は、否認事件における、検証を実施した事件の割合を示したものである。

否認事件における検証を実施した事件の割合は1.0%である。

後述のとおり、検証の有無によって平均審理期間の差が認められるものの、検証が行われる事件はわずかであるため、否認事件全体の平均審理期間に与える影響はさほど大きいものではない。

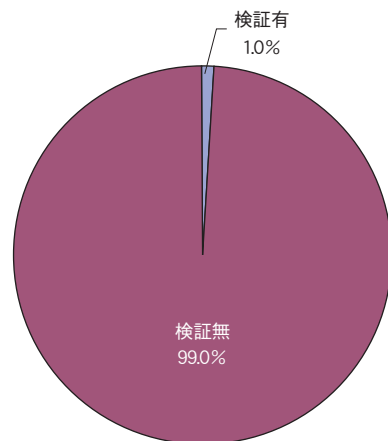
#### ○ 検証の有無別の平均審理期間及び審理期間の分布

【図42】は、否認事件について、検証を実施した事件と検証を実施しない事件の平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。

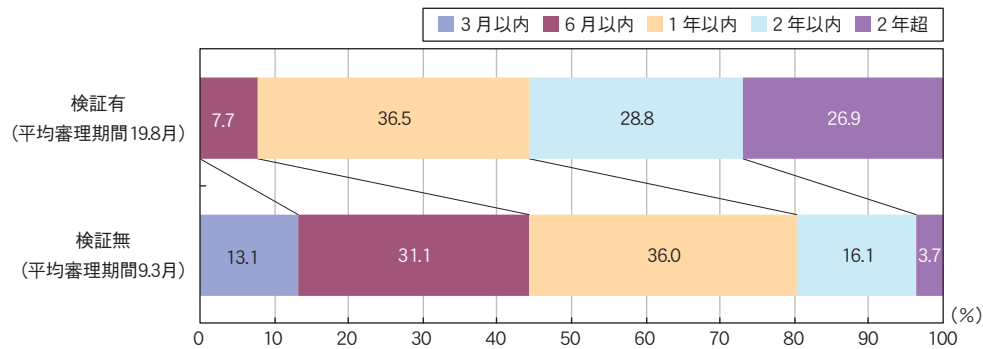
否認事件において、検証を実施した事件の平均審理期間は19.8月であるのに対し、検証を実施しない事件の平均審理期間は9.3月となっている。審理期間の分布を見ると、検証を実施した事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が5割を超え、そのうち審理期間が2年を超える事件の割合は4分の1を超えている。

経験上、検証の場合、通常は、鑑定の場合のように実施のために長期間を要するということはないため、検証を実施した事件の平均審理期間が長くなっているのは、検証実施のための期間以外の要因によるものではないかと思われる。

【図41】 検証の有無別（否認）割合



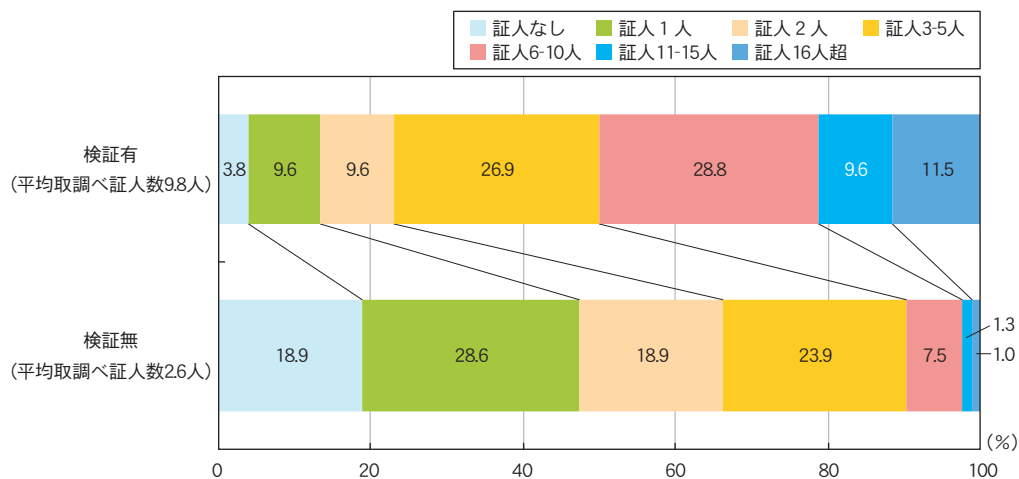
【図42】 検証の有無別（否認）平均審理期間及び審理期間の分布



○ 検証の有無別の平均取調べ証人数及びその分布並びに取調べ証人数別・検証の有無別の審理期間の比較

【図43】は、否認事件について、検証を実施した事件と検証を実施しない事件の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。

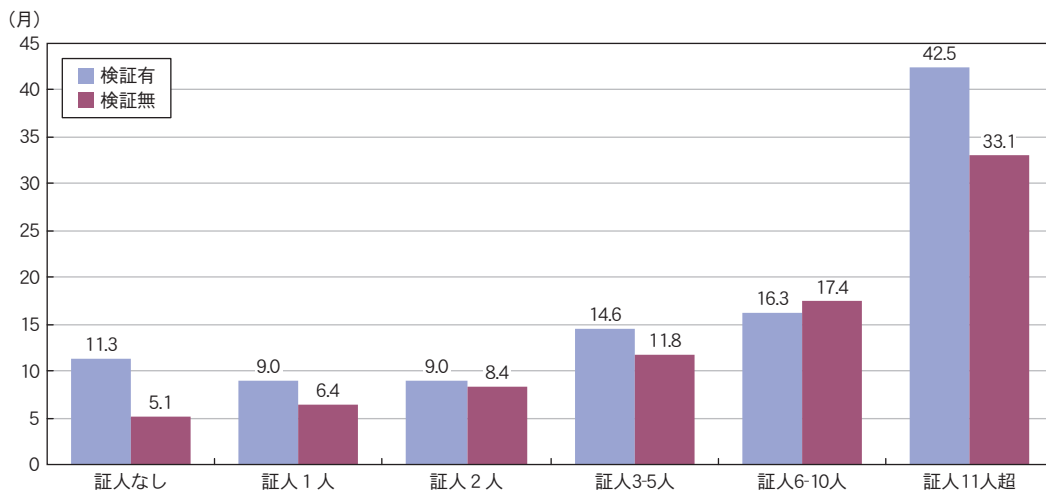
【図43】 検証の有無別（否認）証人数の分布



検証を実施した事件の平均取調べ証人数は9.8人であり、検証を実施しない事件（2.6人）より7.2人多くなっている。また、取調べ証人数の分布を見ても、検証を実施した事件の方が、検証を実施しない事件と比べ、取調べ証人数が多い事件の割合が高くなっている。そこで、検証を実施した事件は、事案が複雑なものが多いため、証人尋問に要する期間が長くなり、審理期間が長くなっていると推測される。

他方、【図44】は、否認事件について、取調べ証人数別に、検証を実施した事件と検証を実施しない事件の平均審理期間を比較したものである。証人数により、検証を実施した事件と検証を実施しない事件の平均審理期間の長短が逆転したものがあり、また、検証を実施した事件と検証を実施しない事件の平均審理期間の差も、鑑定の場合に比べて小さくなっている。サンプル数が少ないという問題があるものの、これらのデータからは、鑑定の場合のように、検証に一定の期間を要し、これが平均審理期間の長期化に影響を及ぼしていることを推測することはできない。

【図44】 検証の有無別（否認）及び証人数別平均審理期間



## ○ 検証の有無別の平均開廷間隔

【図45】は、検証の有無別に平均開廷間隔を示したものである。

否認事件において、検証を実施した事件の平均開廷間隔は0.8月であり、検証を実施しない事件（1.2月）より0.4月短くなっている。サンプル数が少ないため、直ちにこれを一般的な傾向と見ることはできないが、このデータを見る限り、鑑定の場合のように、検証の実施自体に一定の期間を要し、その間期日が開かれなため全体の平均開廷間隔が長くなるというような関係は認められない。

【図45】 検証の有無別（否認）平均開廷間隔

